

議 第 1 3 号 議 案

富士見市災害見舞金支給条例の見直しに関する決議について

富士見市災害見舞金支給条例の見直しに関する決議を別紙のとおり、富士見市議会
会議規則第13条の規定により、提出します。

平成28年10月6日提出

富士見市議会議長 津 波 信 子 様

提出者 富士見市議会議員 川 畑 勝 弘

賛成者 同 関 野 兼 太 郎

同 篠 田 剛

同 加 藤 久 美 子

同 根 岸 操

同 八 子 朋 弘

提 案 理 由

富士見市災害見舞金支給条例を見直すことについて、富士見市議会として決議し、富
士見市により条例改正の対応が図られるべく、この案を提出します。

富士見市災害見舞金支給条例の見直しに関する決議

8月22日の台風9号による短時間の記録的豪雨は、埼玉県西部地域を中心に多大な被害をもたらし、その影響で下流域にある富士見市では砂川堀・第2砂川堀・凶川・山室排水路・唐沢堀・南畑排水路の冠水によって、床上浸水23件・床下浸水72件の被害が発生しました。

被災住民の声は、「床上浸水したために畳がダメになっていました。工事費用がかかってしまう」、「水害による工事費の負担が大きく、年金生活者にとっては大きい打撃です」など深刻な状況です。

富士見市災害見舞金支給条例は、「住居の床上浸水」の場合20,000円の見舞金であり、「床下浸水」は規定がありません。また、高齢化が進み、単身世帯が増えている状況で単身世帯の場合は2分の1になっています。この条例は、昭和44年10月に施行され、それ以降、平成2年に見直しがありました。予想しなかった自然災害を受けた市民に対する見舞金としては、今日の経済状況を鑑みると災害見舞金は引き上げることが必要です。

近隣の状況を踏まえ「住居の床上浸水見舞金」の引き上げと「床下浸水」を含めた見直しを求めます。また、平成28年8月22日以後に発生した災害に適用し、必要な予算措置を行うことを求めます。

ここに、決議する。

平成28年 月 日

富士見市議会